鳴門市テーマソング取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市民等が主体的に制作した楽曲のうち、市の魅力発信及び市民の郷土への愛着と誇りの醸成に特に資するものを鳴門市テーマソングとして登録し、その活用に関し必要な事項を定めることにより、市のイメージ向上、活動人口の創出、拡大及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「テーマソング」とは、この要綱に基づき市に登録された楽曲を言う。

２　テーマソングは、鳴門市民歌の位置付けを変更し、又はこれに代わるものではない。

（登録基準）

第３条　市長は、次の各号の全てに該当すると認める楽曲をテーマソングとして登録することができる。

（１）市の魅力発信又はイメージ向上に特に資すると認められること。

（２）市民の郷土への愛着及び誇りの醸成に寄与すると認められること。

（３）市の歴史、文化、自然、産業、人又は地域資源の魅力を適切に表現していること。

（４）市民又は市内を主たる活動拠点とする団体等が主体となって制作したものであること。

（５）市のシティプロモーション、観光振興、地域活性化又はシビックプライド醸成に関する施策において継続的な活用が見込まれること。

（６）市内外の報道機関において紹介された実績を有すること。

（７）市内で開催されたイベント等において活用された実績を有すること。

（８）SNS その他の情報発信媒体を通じて継続的に発信されていること。

（９）市民団体、事業者その他の団体において継続的に活用されることにより、市民の認知又は共感が認められること。

（１０）公序良俗に反せず、かつ、特定の政治活動や宗教活動を助長するものでないこと。

（１１）著作権その他の権利関係が適切に整理され、かつ、第三者の権利を侵害していないこと。

（登録申請）

第４条　テーマソングへの登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、鳴門市テーマソング認定申請書に次の資料を添えて市長に提出しなければならない。

（１）楽曲の概要、歌詞及び音源データ

（２）その他市長が必要と認める書類

（登録）

第５条　市長は、前条により申請された楽曲が第３条の登録基準に適合すると認めるとき

は、当該楽曲をテーマソングとして登録することができる。

（活用）

第６条　市長は、テーマソングを、市の広報活動、観光振興、文化振興、その他市の魅力発信及び市民の郷土への愛着と誇りの醸成に資する事業において活用することができる。

２　申請者は、申請した楽曲がテーマソングに登録された場合は、本楽曲に関連する広報物等において、「鳴門市テーマソング」の名称を表示することができる。

（著作権及び責任の所在）

第７条　テーマソングの著作権は、申請者に帰属する。

２　市長は、テーマソングの利用にあたり、申請者が第三者との間で紛争を生じた場合、これについて一切の責任を負わないものとする。

（登録の取消し）

第８条　市長は、テーマソングが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

（１）第３条の登録基準に適合しなくなったとき。

（２）著作権その他の権利関係に問題が生じたとき。

（３）テーマソングとして適当でない事由が生じたとき。

（公表）

第９条　市長は、第５条の規定によりテーマソングを登録したとき及び前条の規定によりテーマソングの登録を取り消したときは、速やかにその旨を公表するものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年９月１８日から施行する。